

新型コロナウイルス感染症対策にかかる児童クラブの対応について

(令和4年3月22日現在)

保護者の皆様には、日頃より施設における感染症対策とクラブ活動の両立に向けた取組にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

3月21日をもって、金沢市に適用されていた『まん延防止等重点措置』が解除となりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリバウンドを防止するためにも、引き続き、以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 児童クラブへの通所の際の健康管理について

ご家庭においても、日常生活における三密（密閉、密集、密接）の回避、手洗い、マスクの着用など感染防止対策を徹底するとともに、県域をまたぐ移動や会食の際にも基本的な感染防止対策の徹底に努めてください。

また、児童及び同居の家族等に発熱、せき、のどの痛み等の症状がある場合は、通所はしないで、家庭で様子を見るとともに、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談してください。相談する医療機関に迷う場合には、「石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター」に電話で相談してください。

【連絡先】石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター 0120-540-004
(24時間対応、フリーダイヤル)

2. 児童クラブの臨時休所等について

児童クラブの在籍児童・職員が感染した場合は、必要に応じて、当該児童クラブの臨時休所を行うことがあります。

また、以下の場合、利用児童は通所停止または通所自粛となりますので、ご協力をお願いいたします。

区 分	対 応	
利用児童がPCR検査で陽性となった場合 利用児童が濃厚接触者となった場合	通所停止	保健所が指示する期間
利用児童が学校長から自宅待機を指示された場合	通所停止	自宅待機の期間
利用児童の保護者・同居家族が濃厚接触者となった場合	通所自粛	濃厚接触者の健康観察期間が終わるまで
保護者の勤務先が、感染症予防の観点から休業となった場合（自主休業を含む）	通所自粛	休業期間中

※ 上記に該当し、欠席した場合の保護者負担金は、日割り計算により減額します。（上記以外の理由による欠席については減額はありませぬ）

※ 利用児童やご家族について、「PCR検査を受けた」あるいは「陽性または濃厚接触者として特定された」場合には、必ず児童クラブにご連絡いただきますようお願いいたします。

3. 感染者に対する偏見や差別の防止について

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染者に対する偏見や差別は、決して許されることではありません。

公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。